

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会開催要綱

(目的)

第1条 個人情報保護委員会が行う個人情報保護法の3年ごと見直しの検討に関し、地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方についての意見交換を通じ、個人情報保護条例の法による一元化を含めた規律の在り方、国・地方の役割分担の在り方について検討するため、地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 懇談会では、地方公共団体の個人情報保護制度に関し、次の実務的論点を中心に意見交換を行う。

- (1) 個人情報保護条例の法による一元化を含めた、地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方
- (2) (1)の見直しの方向性を踏まえた地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方 等

(構成及び運営)

第3条 懇談会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。

- 2 構成員等は、事故その他やむを得ない事由により懇談会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 懇談会は、構成員の了解を得て、構成員の追加又は変更をすることができる。

(事務局)

第4条 懇談会の事務局及び運営は、個人情報保護委員会事務局が行う。

(懇談会の公開)

第5条 懇談会の会議後に、配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、関係者の正当な利益を害するおそれがあると判断された場合等においては、非公開とすることができる。

- 2 この要綱に定めがないものについて、会議の運営等に必要な事項は、個人情報保護委員会事務局が発議し、別に定める。

以上

(別添)

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会
構成員名簿

【構成員】(敬称略)

[地方公共団体]

| | | | |
|--------|-------------------|----|----|
| 東京都 | 生活文化局広報広聴部情報公開課長 | 倉田 | 京弥 |
| 神奈川県 | 政策局政策部情報公開広聴課長 | 新井 | 洋一 |
| 山梨県 | 総務部行政経営管理課長 | 石原 | 洋人 |
| 神戸市 | 市民参画推進局市民情報サービス課長 | 古結 | 忠司 |
| 和泉市 | 総務部長 | 土本 | 修一 |
| 茨城県五霞町 | 町民税務課主幹 | 矢島 | 征幸 |
| 徳島県那賀町 | 総務課長 | 新居 | 宏 |

[地方三団体]

| | | | |
|-------|--------|----|----|
| 全国知事会 | 調査第一部長 | 川島 | 正治 |
| 全国市長会 | 行政部長 | 内村 | 義和 |
| 全国町村会 | 行政部長 | 小出 | 太朗 |

[個人情報保護委員会事務局]

| | | | |
|--------------|------|-------|----|
| 個人情報保護委員会事務局 | 総務課長 | 青山 | 忠幸 |
| | 参事官 | 佐脇紀代志 | |
| | 企画官 | 池田 | 満 |

(参考) オブザーバー

| | | | |
|-----|---------------|----|----|
| 総務省 | 自治行政局地域情報政策室長 | 神門 | 純一 |
|-----|---------------|----|----|